

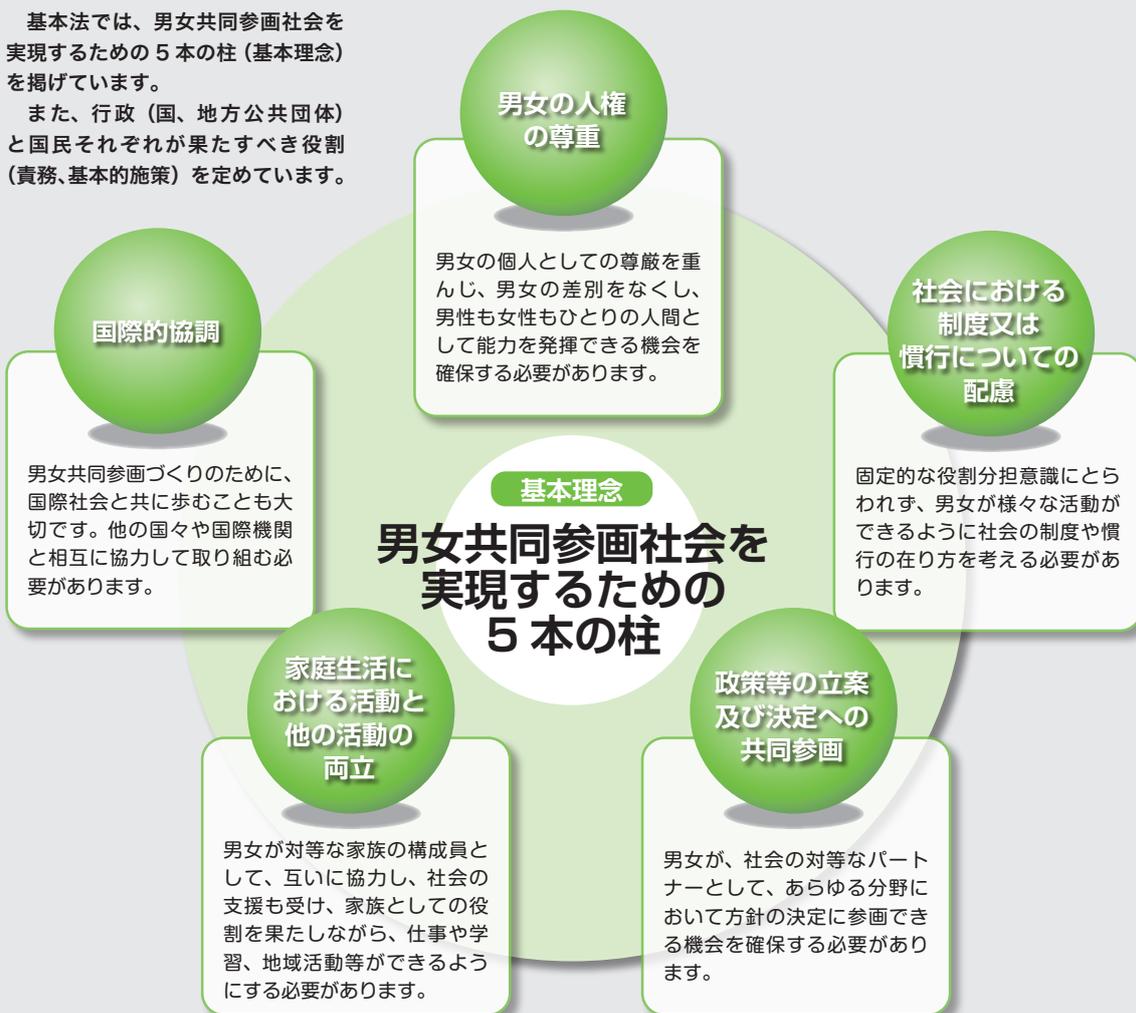
1 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条^(※1)において定義されており、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会をイメージしています。

男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日公布・施行)

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げています。

また、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。



国、地方公共団体及び国民の役割

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

(内閣府資料抜粋)

男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上

- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化

- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画が進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化

- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

一人ひとりの豊かな生活

仕事、家庭、地域活動など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

(内閣府資料抜粋)

※1 男女共同参画社会基本法第2条第1項「男女共同参画社会の形成」

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。



2 これまでの経緯

男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現は、私たちの願いです。こうした社会を実現するために国を中心として法の整備、基本計画の策定等により男女共同参画の推進が図られてきました。

本市においても、豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的として、平成17（2005）年4月に「高梁市男女共同参画推進条例」を施行し、また、平成19（2007）年3月に「高梁市男女共同参画基本計画」（平成18～23年度）を策定し、男女共同参画のまちづくりを計画的に推進してきました。

しかし、家庭、職場、地域社会といったさまざまな場面において、長い歴史の中で生まれた、性別による固定的な役割分担意識や社会的慣習・慣行が依然として存在しています。また、少子高齢化の進展や人口減少時代の到来、個人の価値観の変化によるライフスタイルの多様化、経済の長期的低迷による社会情勢の変化などによる新たな課題が生じてきています。

こうした中、国においては平成22（2010）年に第3次となる男女共同参画基本計画を策定し、関連施策のさらなる推進が図られています。

また、岡山県においても国の計画に歩調を合わせ、平成23（2011）年に「第3次おかやまウィズプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

3 計画策定の趣旨

男女がお互いの人権を尊重し、ともに支え、責任を分かち合いながら社会のあらゆる分野に参画していくことができる男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりが本人の意欲に応じてあらゆる分野で活躍でき、豊かな人生を送ることができるまちづくりの推進につながることから、本市においても男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、行政の役割を再認識するとともに、継続して計画的に取り組んでいきます。

4 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法第14条第3項」及び「高梁市男女共同参画推進条例第9条」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画です。

また、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」により、配偶者暴力防止のための基本計画策定が市町村の努力義務とされたことを受け、本計画内の基本目標4、方針4に掲げる「配偶者等に対するあらゆる暴力根絶のための環境整備」を配偶者暴力防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画に位置づけます。

5 市民、事業者、行政の役割（責務）

市民、事業者、行政（市）それぞれの役割（責務）について、市の条例において次のとおり定めています。

市民の責務（第5条）

市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

事業者の責務（第6条）

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

市の責務（第4条）

市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、前条に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置^{※2}を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者との緊密な連携協力を図るとともに、特に広域的な取組を必要とする場合にあっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するよう努めなければならない。

※2 積極的改善措置（ポジティブアクション）とは？

自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し活動に参画する機会を積極的に提供するものです。（男女共同参画社会基本法より）



6 市における基本理念と基本目標

(1) 基本理念

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思であらゆる分野に参画し、お互いの個性や能力を認め合い、ともに歩んでいける社会の実現を目指して、市の条例において次の6つの基本理念を定めています。

- ① 一人ひとりが互いを大切にし、性別による差別や暴力的な行為を受けることなく、男女の人権が尊重されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、一人ひとりが多様な生き方を選択することができること。
- ③ 市の政策又は民間の団体における方針等の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- ④ 家族を構成する男女が、互いの協力と社会支援の下に、家庭生活における活動と勤労等の社会生活における活動とが両立できること。
- ⑤ 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産等に関してその意思が尊重されるとともに、生涯を通じた心身の健康が配慮されること。
- ⑥ 国際社会での取組の成果を尊重し、国際的協調の下に進められること。

(2) 基本目標

6つの基本理念のもとに、次の4つの基本目標を掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの課題を共有し、ともに男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ 男女が互いの人権を認め合う意識づくり

男女が社会の対等なパートナーとして活躍できるよう、お互いの人権を認め合う意識づくりを進めていく必要があります。

基本目標Ⅱ あらゆる分野へ男女がともに参画できる社会づくり

活力あるまちづくりを進めるために、あらゆる分野へ男女がともに参画できる社会づくりを進めていく必要があります。

基本目標Ⅲ 男女がいきいきと働ける環境づくり

誰もが、男女の区別なく一人の人間として多様なライフスタイルを選択できるよう、行政、事業者、労働者が一体となって、男女がいきいきと働ける環境づくりを進めていく必要があります。

基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに過ごせる生活づくり

一人ひとりの個性と能力を生涯にわたって十分に発揮できるよう、男女がともに健やかに過ごせる生活づくりを推進していく必要があります。

7 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。

また、計画における具体的施策については、前期を平成24年度から平成28年度までの5年間、後期を平成29年度から平成33年度までの5年間として推進し、社会情勢の変化等により変更が必要とされる場合は見直しを行います。

8 計画の体系

基本理念 ～ともに生き、ともに認め合える社会を目指して～

- 1 一人ひとりが互いを大切にし、性別による差別や暴力的な行為を受けることなく、男女の人権が尊重されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、一人ひとりが多様な生き方を選択することができること。
- 3 市の政策又は民間の団体における方針等の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- 4 家族を構成する男女が、互いの協力と社会支援の下に、家庭生活における活動と勤労等の社会生活における活動とが両立できること。
- 5 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産等に関してその意思が尊重されるとともに、生涯を通じた心身の健康が配慮されること。
- 6 国際社会での取組の成果を尊重し、国際的協調の下に進められること。

